

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

三重県規則第五十九号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和3年三重県規則第79号)による改正後

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 訪問介護

第一節 指定訪問介護（第三条一第二十六条）

第二節 共生型訪問介護（第二十六条の二）

第三節 基準該当訪問介護（第二十七条一第三十条）

第三章 訪問入浴介護

第一節 指定訪問入浴介護（第三十一条一第三十六条）

第二節 基準該当訪問入浴介護（第三十七条一第三十九条）

第四章 指定訪問看護（第四十条一第四十七条）

第五章 指定訪問リハビリテーション（第四十七条の二一第五十二条）

第六章 指定居宅療養管理指導（第五十三条一第五十九条）

第七章 通所介護

第一節 指定通所介護（第六十条一第六十七条）

第二節 共生型通所介護（第六十八条一第七十七条）

第三節 基準該当通所介護（第七十八条一第八十一条）

第八章 指定通所リハビリテーション（第八十二条一第八十七条）

第九章 短期入所生活介護

第一節 指定短期入所生活介護（第八十八条一第一百一条）

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第一百二条一第一百十一条）

第三節 共生型短期入所生活介護（第一百十一条の二一第一百十一条の三）

第四節 基準該当短期入所生活介護（第一百十二条一第一百十五条）

第十章 短期入所療養介護

第一節 指定短期入所療養介護（第一百十六条一第一百二十八条）

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第一百二十九条一第一百三十七条）

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 指定特定施設入居者生活介護（第一百三十八条一第一百五十二条）

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第一百五十三条一第一百五十九条）

第十二章 福祉用具貸与

第一節 指定福祉用具貸与（第一百六十条一第一百六十九条）

第二節 基準該当福祉用具貸与（第一百七十条一第一百七十二条）

第十三章 指定特定福祉用具販売（第一百七十三条一第一百七十九条）

第十四章 雑則（第一百八十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 訪問介護

第一節 指定訪問介護

（従業者の基準）

第三条 条例第五条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法（事業所の当該従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。

2 条例第五条第二項の規則で定める員数は、利用者（条例第五条第三項に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、利用者の数に応じ常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定訪問介護事業者の指定を受ける場合にあつては、推定数によるものとする。

4 条例第五条第三項の規則で定める者は、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）に定めるものとする。

5 条例第五条第三項の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）とする。

6 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法）

第四条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、利用申込者又は当該利用申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は当該利用申込者の家族の閲覧に供し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項の方法により重要事項の提供をする場合においては、あらかじめ、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 前項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 電磁的方法は、利用申込者又は当該利用申込者の家族が当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項の同意を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族が再び同項の同意をした場合は、この限りでない。

(利用料等)

第五条 条例第十条第三項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域（当該事業を行う者が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費とする。

(サービス提供責任者の業務)

第六条 条例第十七条第三項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

三 サービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等により、居宅介護支援事業者等との連携を図ること。

四 訪問介護員等（条例第五条第一項の訪問介護員等をいう。以下この節において同じ。）（同条第二項のサービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(事業の運営についての重要事項)

第七条 条例第十八条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第七条の二 条例第二十条第三項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(記録)

第八条 条例第二十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一 訪問介護計画

二 第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
(その他運営に関する基準)

第九条 条例第二十六条の指定訪問介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第二十六条までに定めるところによるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案

し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定訪問介護事業者は、利用申込者から指定訪問介護の提供を求められた場合は、当該利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況及び置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際し、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（介護保険法施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第十七条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は当該利用者の家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者によって代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏することなく常に総合的に提供しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十二条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(揭示)

第二十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第十八条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(広告)

第二十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携等)

第二十五条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(会計の区分)

第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第二節 共生型訪問介護

(準用)

第二十六条の二 第三条（第一項を除く。）から第八条まで及び第十条から第二十六条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において第三条第二項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者であって、）」と、第九条中「第二十六条」とあるのは「第二十六条の二」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当訪問介護

(従業者の基準)

第二十七条 条例第二十七条第一項の規則で定める員数は、三人以上とする。

- 2 条例第二十七条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第二十八条 条例第三十条第一項の規則で定める場合は、訪問介護員等（条例第二十七条第一項の訪問介護員等をいう。以下この条において同じ。）の同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該訪問介護が、条例第二十七条第二項のサービス提供責任者の行う具体的な指示

に基づいて提供される場合

四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合（その他運営に関する基準）

第二十九条 条例第三十二条の基準該当訪問介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

（準用）

第三十条 第四条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第六条第四号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例」と、第六条第四号中「第五条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

第一節 指定訪問入浴介護

（従業者の基準）

第三十一条 訪問入浴介護従業者（条例第三十四条第一項の訪問入浴介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 看護職員（条例第三十四条第一項第一号の看護職員をいう。以下この章において同じ。） 一人以上

二 介護職員 二人以上

2 訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（利用料等）

第三十二条 条例第三十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合は、それに要した交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

（事業の運営についての重要事項）

第三十三条 条例第四十二条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第三十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（記録）

第三十四条 条例第四十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一 第三十六条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第四十四条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

三 条例第四十四条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第四十四条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他運営に関する基準）

第三十五条 条例第四十五条の指定訪問入浴介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

（準用）

第三十六条 第四条、第七条の二、第十条から第二十条まで及び第二十三条から第二十六条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当訪問入浴介護

（従業者の基準）

第三十七条 訪問入浴介護従業者（条例第四十六条第一項の訪問入浴介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 看護職員 一人以上

二 介護職員 二人以上

（その他運営に関する基準）

第三十八条 条例第五十条の基準該当訪問入浴介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

（準用）

第三十九条 第四条、第七条の二、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十九条において準用する条例第四十二条」と読み替えるものとする。

第四章 指定訪問看護

(従業者の基準)

第四十条 指定訪問看護ステーションにおける看護師等の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 看護職員（条例第五十二条第一項第一号の看護職員をいう。以下この条において同じ。）常勤換算方法で二・五以上となる員数
 - 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- 2 指定訪問看護を担当する医療機関における看護職員の員数は、適当数とする。
- 3 第一項第一号の看護職員のうち一人は、常勤でなければならない。

(利用料等)

第四十一条 条例第五十五条第三項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費とする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十二条 条例第六十二条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の実業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録)

第四十三条 条例第六十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第五十八条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 訪問看護計画書
- 三 訪問看護報告書
- 四 第四十七条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 五 条例第六十四条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 条例第六十四条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 条例第六十四条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第四十四条 条例第六十五条の指定訪問看護の事業に関し必要な基準は、次条から第四十七条までに定めるところによるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第四十五条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の実業の実施地域等を勘案し、当該利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第四十六条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際し、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第四十七条 第四条、第七条の二、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

第五章 指定訪問リハビリテーション

(従業者の基準)

第四十七条の二 条例第六十七条第二項に定める訪問リハビリテーション従業者の員数の基準は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

(利用料等)

第四十八条 条例第六十九条第三項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費とする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十九条 条例第七十三条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の実業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録)

第五十条 条例第七十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 訪問リハビリテーション計画書
- 二 第五十二条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第七十五条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 条例第七十五条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第七十五条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第五十一条 条例第七十六条の指定訪問リハビリテーションの事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

(準用)

第五十二条 第四条、第七条の二、第十条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第四十六条の規定は、指定訪問リ

ハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第七十三条」と読み替えるものとする。第六章 指定居宅療養管理指導

(従業者の基準)

第五十三条 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所に置くべき薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の員数は、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。

(利用料等)

第五十四条 条例第八十条第三項の規則で定める費用は、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。

(情報提供又は助言の方法)

第五十五条 条例第八十二条第六項及び同条第十三項の規則で定める方法は、サービス担当者会議の参加による方法とする。ただし、当該方法によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(事業の運営についての重要事項)

第五十六条 条例第八十三条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅療養管理指導の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録)

第五十七条 条例第八十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第五十九条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第八十五条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 条例第八十五条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 四 条例第八十五条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第五十八条 条例第八十六条の指定居宅療養管理指導の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

(準用)

第五十九条 第四条、第七条の二、第十条から第十三条まで、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第四十六条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十五条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第八十三条」と読み替えるものとする。

第七章 通所介護

第一節 指定通所介護

(従業者の基準)

第六十条 通所介護従業者（条例第八十八条第一項の通所介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員（条例第八十八条第一項第二号の看護職員をいう。以下この章において同じ。） 指定通所介護の単位（指定通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第一百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「旧法」という。）第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。以下この号及び第七十八条第一項第三号において「第一号通所事業」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は第一号通所事業の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一人以上

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

4 第一項第四号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

5 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(設備の基準)

第六十一条 条例第九十条第一項の相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていなければならない。

(利用料等)

第六十二条 条例第九十一条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

- 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項第三号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）に定めるところによるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第六十三条 条例第九十五条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所介護の利用定員
- 五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第六十三条の二 条例第九十八条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（地域との連携等）

第六十三条の三 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（記録）

第六十四条 条例第九十九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 通所介護計画
- 二 第六十七条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第百条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 条例第百条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第九十八条の二第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の

記録

(その他運営に関する基準)

第六十五条 条例第百一条の指定通所介護の事業に関し必要な基準は、次条及び第六十七条に定めるところによるものとする。

(勤務体制の確保等)

第六十六条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第六十七条 第四条、第十条から第十七条まで、第十九条、第二十条及び第二十三条から第二十六条までの規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百条において準用する条例」と、第二十三条中「第十八条」とあるのは「第九十五条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第二節 共生型通所介護

(準用)

第六十八条 第四条、第十条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。第二十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十三条の二並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第六十九条から第七十七条まで 削除

第三節 基準該当通所介護

(従業者の基準)

第七十八条 通所介護従業者（条例第百十八条第一項の通所介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当通所介護の単位（基準該当通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が

利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業及び法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は第一号通所事業の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一人以上

- 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 4 第一項第四号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

（設備の基準）

第七十九條 條例第百二十條第一項の生活相談を行う場所は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されてなければならない。

（その他運営に関する基準）

第八十條 條例第百二十二條の基準該当通所介護の事業に関し必要な基準は、次條に定めるところによるものとする。

（準用）

第八十一條 第四條、第十條から第十四條まで、第十六條、第十七條、第十九條、第二十二條、第二十三條から第二十六條まで、第六十二條から第六十四條まで及び第六十六條の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第二十三條第一項及び第六十四條の規定を除く。）中「條例」とあるのは「條例第百二十一條において準用する條例」と、第十九條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十三條第一項中「條例」とあるのは「條例第百二十一條において準用する條例」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第六十四條中「條例第九十九條」とあるのは「條例第百二十一條において準用する條例第九十九條」と、「第六十七條」とあるのは「第八十一條」と、「第百條」とあるのは「第百二十一條」と読み替えるものとする。

第八章 指定通所リハビリテーション

（従業者の基準）

第八十二條 條例第百二十四條第一項第一号の規則で定める員数は、指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一人以上の数とする。

- 2 條例第百二十四條第一項第二号の規則で定める員数は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 指定通所リハビリテーションの単位（指定通所リハビリテーションであつてその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、利用者（指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が十人以下の場合にあつては指定通所リハビリテーションの提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定

通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）若しくは介護職員の数が一以上、利用者の数が十人を超える場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

3 前項の規定にかかわらず、指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、次に掲げるとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上、利用者の数が十人を超える場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で〇・一以上確保されていること。

4 指定通所リハビリテーションの医師は、常勤でなければならない。

（設備の基準）

第八十三条 条例第二百五条第一項の専用の部屋等は、三平方メートルに利用定員（指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第四号において同じ。）を乗じた面積以上のものでなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第八十四条 条例第三十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所リハビリテーションの利用定員
- 五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第八十四条の二 条例第三十一条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通

所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(記録)

第八十五条 条例第百三十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一 通所リハビリテーション計画

二 第八十七条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第百三十三条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第百三十三条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第百三十三条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第八十六条 条例第百三十四条の指定通所リハビリテーションの事業に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

(準用)

第八十七条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第四十六条、第六十二条及び第六十六条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第六十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

第一節 指定短期入所生活介護

(従業者の基準)

第八十八条 短期入所生活介護従業者（条例第百三十六条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師 一以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（条例第百三十六条第一項の利用者をいう。以下この条、次条及び第九十二条において同じ。）の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 看護職員（条例第百三十六条第一項第三号の看護職員をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数

2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき同項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、これらの従業者について利用者を

当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定短期入所生活介護事業者の指定を受ける場合にあっては、推定数によるものとする。
 - 4 併設事業所及び介護医療院併設事業所（介護医療院に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該介護医療院と一体的に運営が行われるものをいう。次項、第六項、次条及び第八十九条第四項において同じ。）については、老人福祉法、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二百一十一条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。）として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
 - 5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第百三十六条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。）が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。
 - 6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所又は介護医療院併設事業所にあっては、当該併設事業所又は介護医療院併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。
 - 7 第一項第五号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
（介護医療院併設事業所の利用定員）
- 第八十八条の二 介護医療院併設事業所の場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上であるときは、条例百三十八条第一項本文の規定にかかわらず、利用定員を二十人未満とすることができる。
（設備の基準）
- 第八十九条 条例第百三十九条第一項の規則で定める建物は、二階建て又は平屋建てであって、次の各号のいずれかの要件を満たす指定短期入所生活介護事業所の建物とする。
- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあっては、市町長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第百五十条において準用する条例第九十七条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第百五十条において準用する条例第九十七条第二項に規定する訓練については、イに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第百三十九条第二項の規則で定める建物は、木造かつ平屋建てであって、次の各号のいずれかの要件を満たす指定短期入所生活介護事業所の建物とする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第百三十九条第六項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
- 一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 居室の一室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災対策等について十分考慮すること。
 - 二 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際には当該食事の提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を実施する際には当該機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
 - 三 浴室は、要介護者の入浴に適したものとすること。
 - 四 便所は、要介護者の使用に適したものとすること。
 - 五 洗面設備は、要介護者の使用に適したものとすること。
 - 六 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）にあつては二・七メートル以上）とすること。
 - 七 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 八 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - 九 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合にあつては、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 4 条例百三十九条第四項の規定にかかわらず、介護医療院併設事業所にあつては、当該介護医療院併設事業所及び当該介護医療院併設事業所を併設する介護医療院（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能な場合であり、かつ、当該介護医療院併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項条例第百三十九条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる設備を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。（利用料等）
- 第九十条 条例第百四十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。
- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - 三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号。以下「特別な居室等の提供に係る基準」という。）に基づき利用者を選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者を選定する特別な食事の提供を行っ

たことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第四百二十二条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第九十一条 条例第四百七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員（第八十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）

四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常送迎の実施地域

六 サービス利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（利用者数）

第九十二条 条例第四百八条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 第八十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

（記録）

第九十三条 条例第四百九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一 短期入所生活介護計画

二 第一条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第四百三十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第五百十条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

五 条例第五百十条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 条例第五百十条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他運営に関する基準）

第九十四条 条例第五百一条の指定短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第一条までに定めるところによるものとする。

(介護)

第九十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第九十六条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(機能訓練)

第九十七条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(相談及び援助)

第九十八条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又は当該利用者の家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第九十九条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(地域等との連携)

第一百条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第一百一条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで（第二十五条第二項を除く。）、第六十三条の二及び第六十六条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四百十条第二項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第四百七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十三条の二並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護

(設備の基準)

第一百二条 条例第五百四十四条第一項の規則で定める建物は、二階建て又は平屋建てであって、次の各号のいずれかの要件を満たすユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物とする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第百五十九条において準用する条例第百五十条において準用する条例第九十七条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第百五十九条において準用する条例第百五十条において準用する条例第九十七条第二項に規定する訓練については、イに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第百五十四条第二項の規則で定める建物は、木造かつ平屋建てであって、次の各号のいずれかの要件を満たすユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物とする。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第百五十四条第二項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
 - 一 ユニットの設置は、次のイからホまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める基準を満たすこと。
 - イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（条例第百五十八条の利用者をいう。第百五条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
 - (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - (4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災対策等について十分考慮すること。
 - ロ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を備えること。
 - (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (3) 必要な設備及び備品を備えること。
 - ハ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 各居室又は各共同生活室に相当数設けること。
 - (2) 要介護者の使用に適したものとすること。
 - ニ 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 各居室又は各共同生活室に相当数設けること。

(2) 要介護者の使用に適したものとすること。

ホ 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

二 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

三 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

四 階段の傾斜を緩やかにすること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合にあつては、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

4 条例第百五十四条第三項の規定にかかわらず、介護医療院に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの（以下この項において「介護医療院併設ユニット型事業所」という。）にあつては、当該介護医療院併設ユニット型事業所及び当該介護医療院併設ユニット型事業所を併設する介護医療院（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能な場合であり、かつ、当該介護医療院併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の条例第百五十四条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる設備をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

（利用料等）

第百三条 条例第百五十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第百五十五条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第百四条 条例第百五十七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員（第八十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第八十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の送迎の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
（利用者数）

第二百五条 条例第百五十八条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第八十八条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所 当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
（その他運営に関する基準）

第百六条 条例第百六十条のユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第百十一条までに定めるところによるものとする。

（介護）

第百七条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第百八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。
(その他のサービスの提供)

第九十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
(勤務体制の確保等)

第一百条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第一百一条 第八十八条の二、第九十三条、第九十七条、第九十八条、第一百条及び第一百一条（第六十六条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十三条（第四号から第六号までを除く。）中「条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例」と、第九十三条第二号中「第一百一条」とあるのは「第一百一条において準用する第一百一条」と、第九十三条第四号から第六号までの規定中「条例第百五十条」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百五十条」と、第一百一条中「条例第百四十条第二項において準用する条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百四十条第二項において準

用する条例」と、「第百四十七条」とあるのは「第百五十七条」と読み替えるものとする。

第三節 共生型短期入所生活介護

(居室の面積等)

第百十一条の二 条例第百六十条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積 指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数 当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十一条の三 第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで(第二十五条第二項を除く。)、第六十三条の二、第六十六条、第九十条から第九十三条まで、第九十五条から第百条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「条例第十八条の重要事項に関する規定」とあるのは「条例第百四十七条の重要事項に関する規定」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第六十三条の二並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第四節 基準該当短期入所生活介護

(従業者の基準)

第百十二条 短期入所生活介護従業者(条例第百六十二条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 一以上
 - 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(条例第百六十四条第一項の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 栄養士 一以上
 - 四 機能訓練指導員 一以上
 - 五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合にあっては、推定数によるものとする。
- 3 第一項第四号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(設備の基準)

第百十三条 条例第百六十五条第二項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

- 一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 居室の一室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
 - ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災対策等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員（条例第百六十四条第一項の利用定員をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際には当該食事の提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を実施する際には当該機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

三 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

四 便所は、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

五 洗面所は、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

六 廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものとすること。

（その他運営に関する基準）

第百十四条 条例第百六十七条の基準該当短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

（準用）

第百十五条 第十条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで（第二十五条第二項を除く。）、第六十三条の二、第六十六条、第九十条から第九十三条まで及び第九十五条から第百条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十三条第一項中「条例第十八条」とあるのは「条例第百六十六条において準用する条例第百四十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十三条の二並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十条から第九十三条（第四号から第六号までを除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第百六十六条において準用する条例」と、第九十三条第二号中「第百一条」とあるのは「第百十五条」と、第九十三条第四号から第六号までの規定中「第百五十条」とあるのは「第百六十六条」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 指定短期入所療養介護

（従業者の基準）

第百十六条 短期入所療養介護従業者の員数は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第百六十九条第一項第一号に定める短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者（条例第百七十七条の利用者をいう。以下この条及び第二百一十一条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

二 条例第百六十九条第一項第二号に定める短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

三 条例第百六十九条第一項第三号に定める短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

四 条例第百六十九条第一項第四号に定める短期入所療養介護従業者の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員（条例第百六十九条第一項第一号の看護職員をいう。第百三十六条第二項において同じ。）又は

介護職員を一人以上配置すること。

五 条例第百六十九条第一項第五号に定める短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(設備の基準)

第百十七条 条例第百七十条第一項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

(利用料等)

第百十八条 条例第百七十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第百七十二条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(療法等及び医薬品)

第百十九条 条例第百七十五条第六項の規則で定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成十二年厚生省告示第百二十四号）に定めるものとする。

2 条例第百七十五条第七項の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）に定めるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百二十条 条例第百七十六条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 通常の送迎の実施地域

五 施設利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用者数)

第二百一十一条 条例第一百七十七条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- 四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(記録)

第二百二十二条 条例第一百七十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 短期入所生活介護計画
- 二 第二百二十八条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第一百七十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第一百七十九条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 条例第一百七十九条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 条例第一百七十九条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第二百二十三条 条例第一百八十条の指定短期入所療養介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第二百二十八条までに定めるところによるものとする。

(機能訓練)

第二百二十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百五十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指

定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二百二十六条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二百二十七条 指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第二百二十八条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条(第二項を除く。)、第二十六条、第六十六条、第八十四条の二及び第百条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第百四十条第二項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第七十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十四条の二中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護

(利用料等)

第二百二十九条 条例第百八十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第百八十四条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関す

る指針に定めるところによるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百三十条 条例第百八十六条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の見送の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用者数)

第百三十一条 条例第百八十七条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(その他運営に関する基準)

第百三十二条 条例第百八十九条のユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第百三十七条までに定めるところによるものとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百三十三条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、当該利用者の病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百三十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百三十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第百三十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業員によって指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百三十七条 第百十九条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十八条（第六十六条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百十九条及び第百二十二条（第四号から第六号までを除く。）中「条例」とあるのは「条例第百八十八条において準用する条例」と、第百二十二条第二号中「第百二十八条」とあるのは「第百三十七条において準用する第百二十八条」と、第百二十二条第四号から第六号までの規定中「条例第百七十九条」とある

のは「条例第百八十八条において準用する条例第百七十九条」と、第百二十八条中「条例第百七十九条において準用する条例第百四十条第二項において準用する条例」とあるのは「条例第百八十八条において準用する条例第百七十九条において準用する条例第百四十条第二項において準用する条例」と、「第百七十六条」とあるのは「第百八十六条」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 指定特定施設入居者生活介護

(従業者の基準)

第百三十八条 特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 二 看護職員（条例第百九十一条第一項第二号の看護職員をいう。以下この章において同じ。）及び介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
 - イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (1) 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
 - (2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - ハ 常に一人以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
- 三 機能訓練指導員 一人以上
- 四 計画作成担当者 一人以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上
- 二 看護職員及び介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
 - イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - ロ 看護職員の数は、総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあっては常勤換算方法で一以上、総利用者数が三十を超える指定特定施設にあっては常勤換算方法で一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - ハ 常に一人以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設

入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一人以上

四 計画作成担当者 一人以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

- 3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける場合にあつては、推定数によるものとする。
- 4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
- 7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに相当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
- 8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

（設備の基準）

第百三十九条 条例第百九十三条第二項の規則で定める建物は、木造かつ平屋建てであつて、次の各号のいずれかの要件を満たす指定特定施設の建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第百九十三条第二項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
- 一 介護居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ハ 地階に設けないこと。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - 二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
 - 三 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
 - 四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - 五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 七 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の定めるところによること。

（利用料等）

第四百十条 条例第九十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- 二 おむつ代
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの
（事業の運営についての重要事項）

第四百十一条 条例第二百条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録）

第四百十二条 条例第二百一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定施設サービス計画
- 二 第四百十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第九十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第四百十九条第三項の規定による結果等の記録
- 五 条例第二百二条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 条例第二百二条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 条例第二百二条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他運営に関する基準）

第四百十三条 条例第二百三条の指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第五十二条までに定めるところによるものとする。

第四百十四条 削除

（サービスの提供の記録）

第四百十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際に

は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(介護)

第百四十六条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(相談及び援助)

第百四十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は当該利用者の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第百四十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者及び当該利用者の家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第百四十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第百五十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第百五十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地

域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第一百五十二条 第四条、第十一条、第十二条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで(第二十五条を除く。)、第六十三条の二及び第九十七条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十四条第四項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第六十三条の二中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

(従業者の基準)

第一百五十三条 外部サービス利用型指定特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 計画作成担当者 一人以上(利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 2 前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すごとに一以上
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - 三 計画作成担当者 一人以上(総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
 - 3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
 - 4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一人以上の指定特定施設の従業者(外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
 - 5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
 - 6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(第二項の

場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

（設備の基準）

第二百五十四条 条例第二百八条第一項の規則で定める建物は、木造かつ平屋建てであつて、次の各号のいずれかの要件を満たす指定特定施設の建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第二百八条第二項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。
- 3 条例第二百八条第二項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
- 一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ハ 地階に設けないこと。
 - ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
 - 三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - 四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 - 五 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによること。

（事業の運営についての重要事項）

第二百五十五条 条例第二百十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録）

第二百五十六条 条例第二百十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定施設サービス計画
- 二 第百五十八条第二項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- 三 条例第二百十一条第八項の規定による結果等の記録
- 四 条例第二百十三条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 条例第二百十三条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 条例第二百十三条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 七 第百五十九条において準用する第百四十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 八 条例第二百十三条において準用する条例第百九十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 九 第百五十九条において準用する第百四十九条第三項の規定による結果等の記録
(その他運営に関する基準)

第百五十七条 条例第二百十四条の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条及び第百五十九条に定めるところによるものとする。

(受託居宅サービスの提供)

第百五十八条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第百五十九条 第四条、第十一条、第十二条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで(第二十五条を除く。)、第六十三条の二、第四十条、第四十五条及び第四十七条から第五十一条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百九条第四項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定施設従業者」と、第六十三条の二中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第四十条中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第四十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第四十九条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 指定福祉用具貸与

(従業者の基準)

第百六十条 条例第二百十六条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(設備の基準)

第百六十一条 条例第二百十八条第二項の設備に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 福祉用具の保管のために必要な設備は、清潔であり、かつ、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- 二 福祉用具の消毒のために必要な器材は、当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福

祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(利用料等)

第百六十二条 条例第二百十九条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- 二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(事業の運営についての重要事項)

第百六十三条 条例第二百二十三条の規則で定める事業の運営についての重要事項（第百六十八条において「運営規程」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 前各号に規定するもののほか、運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第百六十三条の二 条例第二百二十四条第六項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(記録)

第百六十四条 条例第二百二十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 福祉用具貸与計画
- 二 第百六十九条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第二百二十四条第四項の規定による結果等の記録
- 四 条例第二百二十六条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 条例第二百二十六条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 条例第二百二十六条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第百六十五条 条例第二百二十七条の指定福祉用具貸与の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第百六十九条までに定めるところによるものとする。

(適切な研修の機会の確保並びに知識及び技能の向上等)

第百六十六条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第百六十七条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)

第百六十八条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(準用)

第百六十九条 第四条、第十条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第六十六条（第三項を除く。）の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十六条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当福祉用具貸与

(従業者の基準)

第百七十条 条例第二百三十二条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(その他運営に関する基準)

第百七十一条 条例第二百三十条の基準該当福祉用具貸与の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

(準用)

第百七十二条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで、第六十六条（第三項を除く。）、第百六十一条から第百六十四条まで並びに第百六十六条から第百六十八条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百六十二条から第百六十四条（第四号から第六号までを除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第百六十四条第二号中「第百六十九条」とあるのは「第百七十二条」と、第百六十四条第四号から第六号までの規定中「第二百二十六条」とあるのは「第二百二十九条」と読み替えるものとする。

第十三章 指定特定福祉用具販売

(従業者の基準)

第七十三条 条例第二百三十二条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(利用料等)

第七十四条 条例第二百三十五条第二項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(記録)

第七十五条 条例第二百三十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一 特定福祉用具販売計画

二 第七十七条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第二百二十九条において準用する条例第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第二百二十九条において準用する条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二百二十九条において準用する条例第二十四条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第七十六条 条例第二百四十条の指定特定福祉用具販売の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第七十九条までに定めるところによるものとする。

(サービス提供の記録)

第七十七条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第七十八条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

二 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

四 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(準用)

第七十九条 第四条、第七条の二、第十条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十四条から第二十六条まで、第六十六条(第三項を除く。)、第六十三条並びに第六十六条から第六十八条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百三十九条において準用する条例」と、第七条の二及び第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第六十三条中「条例」とあるのは「条例第二百三十九条において準用する条

例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第百六十六条及び第百六十七条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(電磁的記録)

第百八十条 条例第二百四十一条第一項の規則で定める規定は、第十一条第一項（第二十六条の二、第三十条、第三十六条、第三十九条、第四十七条、第五十二条、第五十九条、第六十七条、第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百条（第百十一条において準用する場合を含む。）、第百十一条の三、第百十五条、第百二十八条（第百三十七条において準用する場合を含む。）、第百五十二条、第百五十九条、第百六十九条、第百七十二条及び第百七十九条において準用する場合を含む。）及び第百四十五条第一項（第百五十九条において準用する場合を含む。）とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(一部ユニット型指定短期入所生活介護に関する経過措置)
- 2 条例附則第十項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 ユニット部分（条例附則第五項のユニット部分をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の利用定員（第二条第三項第一号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（条例第百三十六条第一項に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）（第八十八条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十三号）附則第六項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。次号において同じ。）である場合を除く。）
 - 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第八十八条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
 - 五 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 七 通常の見送の実施地域
 - 八 サービス利用に当たっての留意事項
 - 九 緊急時等における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- 3 条例附則第十三項の一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、次項から附則第八項までに定めるところによるものとする。
- 4 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第百七条に、それ以外の部分にあつては第九十五条に定めるところによる。
- 5 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第百八条に、それ以外の部分にあつては第九十六条に定めるところによる。
- 6 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第百九条に、それ以外の部分にあつては第九十九条に定めるところによる。
- 7 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第百十条に、それ以外の部分にあつては第百一条において準用する第六十六条に定めるところによる。

8 第九十三条、第九十七条、第九十八条、第一百条及び第一百一条（第六十六条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第九十三条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例附則第十二項において準用する条例」と、同条第二号中「第一百一条」とあるのは「附則第八項において準用する第一百一条」と、第九十三条第三号中「第一百四十三条第五項」とあるのは「第一百四十三条第五項及び条例第一百五十九条において準用する条例第一百四十三条第五項」と、第九十三条第四号から第六号までの規定中「条例第一百五十条」とあるのは「条例第一百五十九条において準用する条例第一百五十条」と、第一百一条中「第一百四十七条」とあるのは「附則第十項」と読み替えるものとする。

（一部ユニット型指定短期入所療養介護に関する経過措置）

9 条例附則第二十項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 ユニット部分（条例附則第十五項のユニット部分をいう。以下この項から第十四項において同じ。）の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の見送の実施地域

六 施設利用に当たっての留意事項

七 非常災害対策

八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

10 条例附則第二十三項の一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関し必要な基準は、次項から附則第十五項までに定めるところによるものとする。

11 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあっては第一百三十三条に、それ以外の部分にあっては第二十五条に定めるところによる。

12 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあっては第三十四条に、それ以外の部分にあっては第二十六条に定めるところによる。

13 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第三十五条に、それ以外の部分にあっては第二十七条に定めるところによる。

14 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第三十六条に、それ以外の部分にあっては第二十八条において準用する第六十六条に定めるところによる。

15 第一百九条、第二十二條、第二十四条及び第二十八条（第六十六条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第一百九条中「条例」とあるのは「条例附則第二十二項において準用する条例」と、第二十二條各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例附則第二十二項において準用する条例」と、同条第二号中「第二十八条」とあるのは「附則第十五項において準用する第二十八条」と、第二十二條第三号中「第七十三条第五項」とあるのは「第七十三条第五項及び条例第八十八条において準用する条例第七十三条第五項」と、第二十二條第四号から第六号までの規定中「条例第七十九条」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例第七十九条」と、第二十八条中「第七十六条」とあるのは「附則第二十項」と読み替えるものとする。

（その他の経過措置）

16 平成十二年四月一日前から存する老人短期入所事業（介護保険施行法（平成九年法律第二百四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この項において「旧老福祉法」

という。) 第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。附則第二十四項において同じ。) の用に供する施設 (専ら当該事業の用に供するものに限る。) 又は老人短期入所施設 (旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。附則第二十四項において同じ。) (同日において基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。) については、第八十九条第三項第一号イ及びロ、同項第二号 (ただし書を除く。) 並びに同項第六号から第九号までの規定は適用しない。

17 医療法施行規則等の一部を改正する省令 (平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。) 附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群 (病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。) に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

18 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

19 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六條の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

20 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一條の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

21 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群 (病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。) に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

22 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

23 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七條の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

24 平成十二年四月一日前から存する老人短期入所事業の用に供する施設 (専ら当該事業

の用に供するものに限る。)若しくは老人短期入所施設(同日において基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)であって基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第百十三条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号(ただし書を除く。)の規定は適用しない。

- 25 平成十五年四月一日前から指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、条例第九章第二節及び第九章第二節(第百二条第三項第一号ロ(2)を除く。)に規定する基準を満たすものについて、第百二条第三項第一号ロ(2)の規定を適用する場合には、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。

附 則(平成二十七年三月三十一日三重県規則第四十二号)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下この項において「整備法」という。)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この項において「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、第二条による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六十条第一項第三号及び第七十八条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、改正前の規則中なおその効力を有する部分
(従業者の基準)

第六十条 通所介護従業者(条例第八十八条第一項の通所介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十八号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第八十五条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第八十四条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるた

めに必要と認められる数

(従業者の基準)

第七十八条 通所介護従業者（条例第百十八条第一項の通所介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業及び基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県規則第二十六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県規則第十五号）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年三重県条例第五十一号）による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第（平成二十五年三重県条例第十四号）七十七条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第五十三条の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

附 則（令和三年三月二十六日三重県規則第七十九号）

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十二条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第七条、第三十三条、第四十二条、第四十九条、第五十六条、第六十三条、第八十四条、第九十一条、第一百四十四条、第一百二十条、第一百三十条、第一百四十一条、第一百五十五条及び第一百六十三条、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)第十条及び第三十四条、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)第十三条及び第三十六条、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。)第十三条、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)第三十四条、第四十三条、第五十条、第五十七条、第七十六条、第八十四条、第九十七条、第一百零四条、第一百二十四条、第一百三十五条、第一百四十九条及び第一百五十七条並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)第十三条及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする」。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第三号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第九条第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八条第三号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一条第三号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十四条第三号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第三号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十三条第五号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「担当者を置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。))及び第二十七条第四項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準規則第三十三条の二

第三項（新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。）、第一百十条第四項、第一百三十六条第四項及び第二百四十九条第四項（新指定居宅サービス等基準規則第一百五十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第三十九条第四項（新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十三第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第一百四条の三、第一百四条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。）、第一百条第四項、第二百二十七条第四項及び第二百四十四条第四項（新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第百二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第一百十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 9 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第百二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。
（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。
（栄養管理に係る経過措置）
- 14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。
（口腔衛生の管理に係る経過措置）
- 15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。